

8. 財産の管理

8-2

成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産を守る方法として、「成年後見制度」があります。

自分ひとりで福祉サービスの契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産を安全に管理することが難しい場合があります。

成年後見制度は、こうした方の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した支援者（成年後見人など）が、本人に代わって福祉サービスの契約などの法律行為や財産管理を行うことで、本人を支援・保護する制度です。

名古屋市では、成年後見制度の利用の促進を図るため「成年後見あんしんセンター」を設置しています。

名古屋市成年後見あんしんセンターの主な事業内容

成年後見制度に関する相談・申立支援

- ◇成年後見の申立てに関する手続きの説明や助言等を行います。
- ◇成年後見制度に関する一般的な相談や弁護士などの専門家による専門相談（要予約）を行います。

そのほかに、成年後見制度を利用する際の費用を助成する制度として「成年後見制度利用支援事業」もあります。（一定の条件あり）

詳しくは、福祉課福祉係、または、健康福祉局地域ケア推進課へお尋ねください。

健康福祉局地域ケア推進課地域支援係 TEL. (052) 972-2549

お問合せ先

名古屋市成年後見あんしんセンター

TEL.(052)856-3939 FAX.(052)919-7585

西区役所 福祉課 福祉係

TEL.(052)523-4598 FAX.(052)521-0067